

○学校法人創価大学ネットワーク管理運用に関する規程

平成19年4月1日規程第321号

改正

平成26年3月22日規程第51号

学校法人創価大学ネットワーク管理運用に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、学校法人創価大学における情報ネットワークシステム利用上の情報倫理規程(以下「情報倫理規程」という。)第4条に基づき、学校法人創価大学(以下「本学」という。)において、電子情報を伝達するネットワーク(以下「ネットワーク」という。)の円滑な管理運用を促進することを目的とし、ネットワークの管理機構及び利用上の遵守事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本学のネットワークとは次の通りである。

- (1) 各棟を結ぶ基幹ネットワーク
- (2) 基幹ネットワークと教室、研究室、事務室及びその他の施設を結ぶ支線ネットワーク
- (3) 教員、職員、学生のパソコンを接続する無線ネットワーク及び情報コンセント
- (4) ダイヤルアップ、ISDN及び仮想プライベートネットワークなどを使用したリモートアクセスネットワーク
- (5) 本学と寮などの学外施設を結ぶ仮想プライベートネットワーク

(利用者)

第3条 本学のネットワークを利用できるのは、本学の教員、職員、学生及び次の者が認めた者とする。

- (1) 創価大学情報ネットワークセンター長
- (2) 大学事務局長

(管理者)

第4条 創価大学情報ネットワークセンター(以下「センター」という)は本学のネットワークを以下の通り管理する。

- (1) 本学のネットワークについて、その機密性、保全性及び可用性を確保する。
- (2) セキュリティ対策、トラフィック管理及び経路制御を行う。
- (3) ネットワーク設計計画及びIPアドレス管理を行う。
- (4) 本学で独自のネットワークを保有する者に対し、監督及び指導を行う。

- 2 ネットワークに対する脅威を確認したとき、速やかにセンターに報告しなければならない。
- 3 脅威への対策として通信状況の監視及び通信記録の保管をしなければならない。
- 4 本学のネットワークとインターネットとの通信は第5条で定めるファイアウォールで制限しなくてはならない。

(ファイアウォール)

第5条 セキュリティを確保するため、本学のネットワークとインターネットの間にファイアウォールを設置し次に定める通信の制限を行わなくてはならない。

- (1) 許可の無いIPアドレスを使用しての通信
 - (2) 許可の無いポートを使用しての通信
- 2 ファイアウォールの機能を補助する機器を設置することができる。
 - 3 利用者が教育、研究または事務のためファイアウォールの解除が必要である場合、センターに申し出ることができる。
 - (1) ファイアウォールを解除した情報機器には管理責任者及び管理担当者を置く。
 - (2) 常にセキュリティ対策を施さなくてはならない。
 - (3) 繼続してファイアウォールの解除が必要な場合、毎年申し出なくてはならない。

(利用上の遵守事項)

第6条 本学のネットワークの利用者は情報倫理規程第5条に定める事項のほか、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) ネットワークの安定動作を妨げる行為をしてはならない。
- (2) ネットワークに接続する情報機器について、セキュリティ対策を施さなくてはならない。
- (3) 不正にネットワークの論理的または物理的構成を変更してはならない。
- (4) ネットワークに異常を発見したときは、速やかに管理者へ報告しなければならない。
- (5) 利用者が接続した情報機器について、ネットワークに対する脅威を含む可能性があると判断された場合、速やかに接続を切断し管理者の指示に従わなくてはならない。
- (6) ネットワークの動作に問題がある場合、管理者の調査に協力しなければならない。

(違反行為に対する措置)

第7条 管理者は、前条の利用上の遵守事項に違反した者に対し警告を行い、速やかに学校法人創価大学情報倫理管理委員会に報告しなくてはならない。

(事務)

第8条 本規程に関する事務は、システム支援課が行う。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、センターの議を経て理事会がこれを行う。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月22日規程第51号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。